

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

被告 社会福祉法人 S 会

## 第 1 準 備 書 面

平成27年1月/9日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士(担当) 木 下 芳 宣  
同 (担当) 北 條 愛



### 第1 原告準備書面(1)に対する認否

#### 1 同1「目を離さないように」との義務に対する認否

第1段落につき、一般的に、被告が施設利用者に対する契約上の安全配慮義務を負っていることは認める。

第2段落につき、一般的には概ね認める。

第3段落第1文のうち、亡早亨が本件事発当時28歳であったことは認め、その余は不知。第2文について、被告代理人が甲8号証でそのように説明したことは認める。

第4段落は争う。

第5段落は争う。

第6段落は認否の限りでない。

#### 2 同2「扉の開閉時に利用者が抜け出さないように人を置くなどの配慮」について」は争う。

#### 3 同3「不法行為」について

被告の職員が履行補助者となることは認め、その余の意見は争う。

### 第2 被告の主張

#### 1 債務不履行について

(1) 原告は、①常時1人の職員が亡早亨に付きそうのではなくとも、亡早亨

が天使の扉に行かないように、常に職員の誰かが亡早亨に注意している必要があったこと②扉の開閉時に利用者が抜け出さないように人を配置する必要があったこと、を主張し、これらは被告の契約上の義務であり、被告の義務違反があった旨主張する。

(2)①目を離さないことについて

原告は、常に1人の職員が亡早亨に付きそうことを求めるものではない旨主張するが、施設には多数の利用者がおり、常に職員の誰かが一人の利用者の動静に注意をはらっていることは困難であり、そのような対応が法律上求められるとはいえない。

また、亡早亨は、本件事故に至るまで施設から無断で外出しまたは抜け出したことはなかった。かかる事実からすれば、亡早亨が天使の扉に行こうとしていた事実をもって、常に誰かが亡早亨の動静に注意を払うべき契約上の義務が生じるとはいえない。

さらに、亡早亨が見当たらないことに職員が気付いたのは、亡早亨が靴下をはいていないことに気付いた職員が靴下をとりに行くため離れてから約10分以内であり、亡早亨はその間に施設の外へ出たと考えられる。職員らは、亡早亨がいらないことに気付いてただちに搜索を開始しており、長時間外出に気付かなかつたり、搜索を行わなかった事実はない。このことからすれば、施設の職員が利用者の動静に注意して安全に配慮すべき一般的な義務の違反があったともいえない。

(2)②扉の開閉時の人員配置について

天使の扉は、施設の外側からは開けることができるが内側からはあけることができない構造である。障害者支援施設において一般的に利用者の安全に配慮して施設からの無断外出を防止すべき義務があるとしても、このような扉の設置により義務は履行されているといえ、さらに扉の開閉を監視するため人員を配置すべき法律上の義務があるとはいえない。

また、原告が指摘する、本件事故当日に亡早亨が天使の扉の前に行っていたことについても、上記のとおりこれまでに亡早亨が施設から無断外出をしたことはなく、天使の扉の前に行っていたという事実をもって、当日、亡早亨の外出を防止すべき人員を配置する義務が生じるとはいえない。

(3) 以上からすれば、債務不履行にかかる原告の主張はいずれも認められない。

## 2 不法行為について

(1) 原告は、亡早亨が施設を抜け出すこと、近所のコンビニやスーパーに入り食物を詰め込むことは被告にとって予見可能である旨、および、本件事故の当日にも亡早亨が何度か天使の扉の方向へ行こうとしていたことから、職員は亡早亨の動静に注意して、その場を離れる場合には他の職員に引き継ぎを行うべき義務があるのにこれを怠った旨主張する。

### (2) 予見可能性がないこと

しかしながら、原告が指摘する過去のコンビニで食べ物を食べた件は、施設からの外出時に亡早亨が集団から抜け出したことにより発生したものであり、施設から抜け出した本件とは異なる。また、その際亡早亨は、コンビニの商品の食べ物を食べてはいたが、それを喉につまらてはいない。このことから、以前の外出時の抜け出しの事実から、施設から抜け出してショッピングセンターの商品の食べ物を無断で食べ、喉に詰まらせるという本件事故を予見することは不可能である。

本件事前、当日に、亡早亨が天使の扉の前に何度か行っていたとしても、亡早亨は本件事前までに施設から無断で外出しまたは抜け出したことはなく、当日の行動からただちに無断で外出することを予見することは困難であり、さらに無断外出の後食べ物を喉につまらせて死亡する事故が発生することを予見することは不可能である。

### (3) 無断外出と死亡との相当因果関係がないこと

以上のとおり、無断外出から亡早亨の死亡に至る機序を予見することは不可能であり、また、無断外出した後、ショッピングセンターで商品の食物を店員に無断で、誰かに静止されることもなく食べ、喉に詰まらせ、死亡するという機序は、施設からの無断外出により通常生じるものともいえないから、無断外出と亡早亨の死亡との相当因果関係はない。

(4) 以上からすれば、被告の不法行為責任にかかる原告が主張するは認められない。

以上